

高額介護合算療養費制度のお知らせ

高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯の負担額を軽減する制度です。

◆対象となる方

平成24年8月から平成25年7月までの医療保険と介護保険の自己負担の合計額が、下表の自己負担限度額を超えた方が対象となり、申請によりその超えた金額が高額介護合算療養費として支給されます。

支給額の計算は医療保険制度ごとに行いますので、同一世帯に同じ医療保険の被保険者が複数いる場合は、合算して計算します。

【所得区分による自己負担限度額】

自己負担限度額は、世帯員の年齢や所得によって、下表のように細かく設定されています。

加入保険など ※所得区分	後期高齢者医療制度 + 介護保険	国民健康保険または被用者 保険（会社などの保険）+ 介護保険（70～74歳の方 がいる世帯）	国民健康保険または被用者 保険（会社などの保険） +介護保険（70歳未満の方 がいる世帯）
現役並所得・上位所得者	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得Ⅱ・低所得者	31万円	31万円	34万円
低所得Ⅰ	19万円	19万円	

<注意点>

- 食事代、差額ベッド代、福祉用具購入費、住宅改修費の利用者負担分など保険適用外の支払い額は含まれません。
- 自己負担限度額は、高額療養費、高額介護サービス費などで戻った金額を差し引いた金額となります。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。
- 介護サービスを受けていない場合にはこの制度は該当しません。
- 支給は医療保険分（ご加入の医療保険）と介護保険分に分けて支給されます。

※所得区分について（計算の基準日毎年7月31日時点での世帯の所得状況により判断します。）

	後期高齢者医療制度および国民健康保険	被用者保険（会社などの保険）
現役並み所得者（70歳以上）	課税所得145万円以上など	標準報酬月額28万円以上など
上位所得者（70歳未満）	世帯全員の基礎控除後の所得の合計額が 600万円を超える	標準報酬月額53万円以上
一般	課税世帯でほかの区分いずれにも該当しない方	
低所得者Ⅱ（70歳以上） 低所得者（70歳未満）	住民税非課税の世帯	
低所得者Ⅰ（70歳以上）	世帯全員が、住民税の課税対象となる各種所得の金額がないなどの方 （年金収入のみの方の場合は年金受給額80万円以下）	

◆手続きについて

- ①平成25年7月31日現在で、塩竈市の国民健康保険および後期高齢者医療にご加入の方で該当する方には、「お知らせ」を2月末から4月頃にかけて順次送付しますので、申請書を提出してください。
 - ②①以外の保険にご加入の方は、長寿社会課で介護保険の自己負担限度額証明書の交付を受けた後、該当期間にご加入の医療保険者に申請してください。
- ※平成24年8月～平成25年7月の間に住所を変更された方やほかの医療保険に移られた方、死亡された方がいる世帯には、お知らせできない場合があります。
年間の自己負担額が限度額を超えると思われる方は、現在ご加入の医療保険者にお問い合わせください。



問 国民健康保険	: 保険年金課給付年金係（市役所1階）	☎364-1111（内線224）
後期高齢者医療保険	: 保険年金課医療係（市役所1階）	☎364-1111（内線223、275）
介護保険	: 長寿社会課介護保険係（壱番館1階）	☎364-1204（内線718、722）